

---

プロジェクト リース

項目 第 79 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 79 回リース会計専門委員会（2018 年 6 月 26 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 本日の検討事項に関する確認

### （検討のステップに関する確認）

2. 中期運営方針において「国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。」とされていることを踏まえると、会計基準の改訂に着手するか否かを判断する前に、各論点について必要性及び懸念について検討する必要があると考える。

## IFRS 第 16 号「リース」及び Topic 842 の基本モデルの確認に関する意見

### （すべてのリースをオンバランスするか否かに関する検討を行うべきとの意見）

3. IFRS と米国会計基準の比較も重要であるが、それ以前に、すべてのリースをオンバランスするか否かについて、日本の関係者の意見は分かれており、その点についても深掘りして検討すべきではないか。

### （モデルに関する意見）

4. 単一モデルにも 2 区分モデルにもいずれも論拠があるが、財務諸表利用者の分析においては、リースを融資に類するものと捉え、損益計算書上も金利費用の調整を行っていることを踏まえると、単一モデルがなじみやすい。
5. Topic 842 のモデルは、事後測定において減損損失を認識した場合に、当該減損損失後の使用権資産を減価償却することとなっており、理屈の上で一貫性がないのではないか。

6. ファイナンス・リースと不動産賃貸借のようなオペレーティング・リースでは、リースの経済的な性質が異なると捉えており、2区分モデルの方が当該性質を適切に反映すると考える。
7. 財務諸表作成者のコストの観点では、これまでの会計処理や税務上の取扱いとの整合的である2区分モデルの方が管理上のコストが低いと考えられる。
8. 単一モデルが採用された理由の一つに、特定の会計処理結果を創出する操作への懸念が挙げられている。この点、営業利益に与える影響が単一モデルと2区分モデルの差異となるため、仮に営業利益を重視する企業は、営業利益が大きくなるように取引を構築する可能性がある。このような懸念を踏まえると、2区分モデルの方が、情報がより豊富であると考えられるため、2区分モデルを採用するという考え方もあり得るのではないか。
9. 企業が定額のキャッシュ・アウトフローでリースを管理しているのであれば、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に、当該キャッシュ・フローと同じパターンで費用計上することに合理性はあると考える。

また、負債を割り引いているのに利息が表示されない点については、遞増償却と利息を合計して定額の費用を計上していると考えれば、今までの会計理論と不整合とはならないと考えられる。

10. Topic 842 のモデルは、導入時には簡便的である一方、継続的な適用時においては複雑になる場合もある。
11. 使用権資産の当初測定においてリース料の現在価値以外の要素を加減する場合、当該要素を割引計算するため、既存の固定資産システムで管理できず、追加的な管理コストが生じる可能性がある。
12. Topic 842 のモデルでは、減損損失を計上した場合、その後の会計処理が複雑になるため相応のコストが生じると考えられる。

#### (米国の利用者のニーズに関する意見)

13. Topic 842 (2区分モデル) については、事務局の資料では財務諸表作成者のコストの観点に焦点を当てて分析が示されているため、米国における財務諸表利用者のニーズを把握したい。

**(欧州と米国でのオペレーティング・リースの市場に関する意見)**

14. 両地域におけるオペレーティング・リースの割合に関する情報を確認したい。
15. リース市場の差異に加えて、IFRS 及び米国会計基準については、それぞれの会計基準が、上場企業や非上場企業といったどの範囲の企業に適用されるかという相違も会計基準の設定に影響しているのではないか。

**リースの会計モデルが損益計算に与える影響に関する意見**

16. 多くの場合、複数のリース契約により構成されているため、企業が業績管理を行う上で、前加重の費用計上の影響は大きな問題とならないのではないか。
17. 現状の金利水準ではいずれの会計モデルによっても損益計算上、重要な影響はないと考えられるが、営業利益に与える影響がある点については解消し得ないものであると考える。
18. リース負債を有利子負債と捉えれば、損益計算書上で対応する金利費用が計上されないことは不整合であると考えられる。この点、Topic 842 ではリース負債が有利子負債として取り扱われているのか確認したい。

**基準適用に係る財務諸表作成者のコストに関する意見**

**(適用に関するコスト)**

19. 事務局の分析している項目は重要な論点であり、それぞれについてさらに詳細に分析を行うことが必要となると考える。

また、基準適用に係る財務諸表作成者のコストが生じることをもって会計基準の開発に着手しないという結論にはならず、必要な手当ても考慮した上で結論を導くべきと考える。
20. 仮に IFRS 第 16 号と同様、リースの解約不能期間にリースを延長及び解約するオプションを行使することが合理的に確実である場合の対象期間を加えて決定する場合、リース期間の見積りが難しいと考えられるため、適用上のガイダンスが必要となると考える。
21. 不動産賃貸借に係るリース期間については慎重に対応すべきと考える。
22. リース期間が長期（例えば、50 年等）にわたる場合のように、実務上、割引率の決

定が難しいケースがある。

23. 使用権資産については、固定資産システムを利用することが可能であると考えられる反面、リース負債についてはシステムを利用せず表計算ソフトを利用して管理している場合、リース物件数が多くなれば相応のコストを要すると考えられる。
24. ポートフォリオ適用については、日本のリース契約では該当するケースが少ないと考えられる。

#### **(中小企業における基準の適用)**

25. 中小企業における影響については、平成19年に企業会計基準第16号「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。)を改正した時に一定の配慮がなされたものの実務では混乱が見受けられたと記憶しており、今回仮に改正を行う場合には、個別財務諸表へは適用せず、連結財務諸表のみ適用することも検討してはどうか。

#### **その他の意見**

##### **(リース資産の償却期間)**

26. 現在の日本基準では、所有権移転外ファイナンス・リースについて、原則としてリース期間を耐用年数とすることとされているが、当該定めについて再考が必要ではないか。

#### **オブザーバーからのコメント**

27. 基準開発に着手するか否かの検討事項についての全体像を提示し、以下の点から検討を進めるべきではないか。
  - (1) すべてのリースに係る使用権資産及びリース債務をオンバランスすることが我が国における会計基準の高品質化に繋がるのか。
  - (2) すべてのリースに係る使用権資産及びリース債務をオンバランスしなければ、「我が国の資本市場及び我が国の企業の財務報告に対する信頼性に関するリスク」に対処できないのか(注記の拡充では対処できないのか)。

**審議事項(5)-6**

以 上